

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会議の名称		令和6年度第1回福津市公民館運営審議会
開催日時		令和6年6月18日(火) 13時31分から14時47分まで
開催場所		福津市中央公民館2階 研修室1
委員名		出席委員：安德尊博、幸坂由恵、増井久美子、漆谷慎一、 田島勝彦 欠席委員：高木陽一郎、佐藤香奈子
所管課職員職氏名		郷育推進課長：芹野文彦、中央公民館長：徳永理恵 公民館係長：瀧口純一
会議	議題 (内容)	議 案 (1) 令和5年度中央公民館利用状況について (2) 中央公民館主要事業について ・ 令和5年度実績報告 ・ 令和6年度の取り組み (3) 中央公民館の機能の再定義・再配置について(諮問) (4) その他
	公開・非公開 の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非公開の理由	—
	傍聴者の数	1人
	資料の名称	・ 会議次第 ・ 令和5年度中央公民館利用状況について ・ 中央公民館主要事業について ・ 令和6年度福津市中央公民館生涯学習サークル一覧
会議録の作成方針		☐ 録音テープを使用した全文記録
		☒ 録音テープを使用した要点記録
		☐ 要点記録
		記録内容の確認方法：会長による確認
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1. 委嘱状交付
2. 館長あいさつ
3. 会長、副会長選出

事務局：福津市公民館条例第6条第1項では、「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。」としております。会長及び副会長への立候補又は推薦される方がございましたら、お願いいたします。

立候補される方も推薦される方も出ないため、事務局から提案させていただいてもいいでしょうか。（出席委員から了解を得たことから）会長を安徳委員、副会長を幸坂委員にお願いできないでしょうか。

賛成多数により、会長は安徳委員、副会長は幸坂委員に決定しました。

4. 会長あいさつ
5. 議題

（1）令和5年度中央公民館利用状況について（事務局が資料にそって説明）

議長：ご質問のある方は、お願いします。

委員：中央公民館は、利用者数についての目標となる数値を定めているのですか。また、研修室1、2は、郷育カレッジでよく利用していると思うのですが、この利用状況数に郷育カレッジ分は入っているのですか。

事務局：1つめの利用者数についてですが、中央公民館では目標値の設定はしておりません。2つめの「研修室1、2」の利用状況数に、郷育カレッジの実績は入っているのかということですが、含まれております。

委員：ホールというのは、具体的に、どこの場所になるのですか。

事務局：舞台とホールの使い分けをしているところのご質問かと思えます。ホールは、舞台をはじめ、客席までを含めたところです。舞台は、客席を除いた部分です。

委員：市民の中には、福津市にはホールが2つ、カメラと中央公民館にあるのはどうかと考えられる方もいらっしゃるかと思います。ホールを残すべきかどうか考える際の判断基準、利用者数や稼働率など基準となる数値のようなものは、何かありますか。

事務局：第3次福津市行財政改革大綱において、中央公民館のホール機能は、カメラホールに一本化するという方向性を出しているところです。カメラホールに一本化する理由としては、カメラの方が中央公民館より新しいということがあります。今の利用状況等の比較は、行っておりません。

議長：その他、ご質問はありませんか。

委員：児童室は、どのような用途で利用されているのですか。

事務局：例えば、研修会や講演会が開催されたときに、それらに参加される方の託児場所として利用されています。

（2）中央公民館主要事業について（事務局が資料にそって説明）

議長：ご質問のある方は、お願いします。

委員：今までのことを振り返りながら説明を聞いていたのですが、わかたけ広場の炊飯場は継続しているのですよね。今後、どのように修理していくとか、そのような動きは聞いていませんが、方針は出ているのですか。

事務局：現在、炊飯場は利用できるようにしていますが、13ある「かまど」のうち、4つに一部、欠けが生じているため、その4つについては使用禁止としています。炊飯場の利用件

数も少なく、利用に際し、困ることはない状況です。修復についてですが、現時点で、方針は出ておりません。

委員：存続していくためには、現状維持で使用していくではなく、修復することも少しは考えてほしいと思います。

委員：自然体験できる場合は、残してほしいと思います。

（３）中央公民館の機能の再定義・再配置について（諮問）

事務局：社会教育法第 29 条第 2 項では、「公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議するものとする。」としております。

館長：福津市公民館運営審議会会長殿、福津市中央公民館の機能の再定義・再配置について、次の事項について、次のとおり、貴審議会に諮問します。１．諮問事項 中央公民館の機能の再定義・再配置について。次の事項について、貴審議会の意見を求めたく、諮問します。（１）第 3 次福津市行財政改革大綱において、中央公民館の機能の再定義・再配置を行うこととしており、市の施設におけるホール機能を福津市複合文化センターに一本化することとしています。つきましては、中央公民館の機能の再定義・再配置について、意見を求めます。

中央公民館の機能の再定義・再配置について、意見を求めるとしていますが、具体的には、令和 8 年度以降の中央公民館ホールの有効活用について、委員の皆さまのご意見をいただきたく、諮問させていただくこととしました。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長：はい。令和 8 年度以降のホールの有効活用ということですので、それまでに、この審議会では意見を出し合い、答申したいと思います。

事務局：来年度、福津市複合文化センターは、大きな予算をかけて大改修が行われます。財源も限られている中、市の方向性としては、ホール機能の一本化に向けて動いています。ホール機能が一本化された後、中央公民館のホールは空間としては残りますので、この空間の有効活用について、ご意見をいただければと思っています。

委員：簡単なアンケートを実施するのもいいかと思っています。

委員：次回の審議会では、この公民館に関する部分だけでもいいので、第 3 次福津市行財政改革大綱の資料を提供してもらいたいです。

委員：事務局には、市町村合併をして、同じような状況になった自治体への聞き取りをしてもいい、それらの事例を参考にして、選択肢を検討するのがいいかと思っています。

委員：新たな投資はしないという前提があると思いますが、夢のある話もしたいです。

議長：この審議会の委員だけの視点だけではなく、中央公民館を利用されている一般の利用者やサークルの方の意見を聞き取り、その情報を提供してもらえたら、私たちも話しやすいと思います。また、審議会の中で話し合っていく中で、他の自治体の事例がいくつかあれば、検討材料になるかと思っています。

事務局：ご意見をいただきましたデータについては、今後の話し合いの参考にできるよう、できる限り揃えたいと思います。

（４）その他

特になし

議長：本日本日の議事は、全て終了しましたので、議事進行を事務局にお返しします。

事務局：これをもちまして、令和 6 年度第 1 回公民館運営審議会を終わります。ありがとうございました。